

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

2. 内容

■目標1

管理職（課長職以上）に占める女性の割合を、50%以上とする。

（令和4年4月1日時点で正規職員に占める女性の割合と同率）

<対策と実施時期>

令和4年4月～

- ①必要な施策について検討する。
- ②人事考課面談等を活用し、職員のキャリアプラン形成と組織貢献等の意識醸成を図る。

■目標2

正規職員における採用後5年以内の離職率を0%とする。

<対策と実施時期>

令和4年4月～

- ①チューター制度を活用し、事業の目的や仕事の進め方、業務上の疑問や不安等を相談しやすい環境を構築する。
- ②安心して就業を継続できるよう、職員が抱える心身の心配事や悩み事に関する相談窓口として、産業医の活用のほか、外部の相談機関について検討する。

■目標3

有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間10日以上とする。

（付与日数が10日未満の場合は、取得率50%以上とする。）

<対策と実施時期>

令和4年4月～

- ①年次有給休暇の取得状況を把握し、前年における取得日数が10日未満の職員に対し、積極的な取得を働きかける。
- ②勤怠管理システムを活用し、年次有給休暇の取得状況の周知を行う。（概ね6ヶ月に1回）

■目標4

時間外勤務を削減する。

<対策と実施時期>

令和4年4月～

- ①時間外勤務の状況について把握（職員・部所等）し、必要な施策を検討する。
- ②勤怠管理システムを活用し、時間外勤務が増加している職員および所管の管理職に対し、アラートを発出する。